

平成 28 年 2 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「ジュニアNISA」がスタート。H28年4月～

平成 28 年 4 月 1 日から「ジュニアNISA」が始まります。

ジュニアNISAの非課税措置を受けるためには、金融商品取引業者等に一定の書類を提出して、未成年者口座を開設する必要があります。

未成年者口座開設の申請手続きは、平成 28 年 1 月から開始されています。

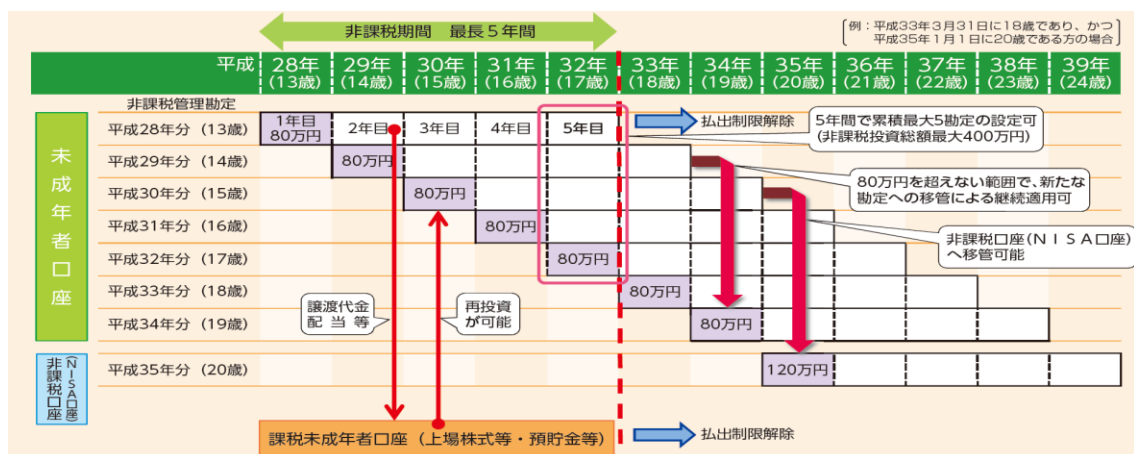
1. 制度の概要

対象者	20 歳未満
非課税対象	未成年者口座内の配当等、譲渡益
口座開設可能期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 8 年間
金融機関等の変更	変更不可 (1 人につき 1 口座のみ)
1 非課税管理勘定の限度	80 万円を上限
非課税投資総額	最大 400 万円 (80 万円 × 5 年間)
払出制限	その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは、原則として払出しは不可

2. 非課税期間 (5 年) 終了後の取扱い

非課税期間が終了した場合の未成年者口座内の上場株式等の取扱いは、下記から選択することとなります。

- ①同一の未成年者口座内の翌年の非課税投資枠を利用して、そのまま保有。(20 歳未満に限る)
- ②課税未成年者口座に移管。(その後の配当金や売買益等については課税されます。ただし、未成年者口座で保有されていた期間の値上がり益は課税されません。)
- ③払出制限が解除される(非課税期間が終了する年の翌年 3 月 31 日において居住者等が 18 歳以上である)ときは、未成年者口座以外の他の特定口座や一般口座に移管。
- ④その居住者等の非課税口座 (NISA 口座) に移管。



(国税庁 HP より)